

## 岩倉市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、すべての子どもの健やかな成長を支援することを目的として、低所得で生計が困難である世帯等の子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき副食費に係る費用に対し補足給付費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (2) 施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもであって、満3歳以上の者をいう。
- (3) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。）をいう。

### (対象者)

第3条 補足給付費の交付の対象となる者は、市内に住所を有する施設等利用給付認定保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する当該年度分の市町村民税所得割合算額（当該施設等利用給付認定保護者が補足給付費の支給を受けようとする月が4月から8月までの間の場合は、前年度分の市町村民税所得割合算額）をいう。）が77,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学

校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者がいる者

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(対象経費)

第4条 補足給付費の対象となる経費は、施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合における副食費であって、当該施設等利用給付認定保護者が現に支払った費用とする。

(交付額)

第5条 補足給付費の交付額は、1月当たり4,700円とする。ただし、施設等利用給付認定保護者が現に支払った額が4,700円より低いときは、当該支払った額とする。

(交付申請)

第6条 補足給付費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 副食費の領収書の写し又は副食費として支払った額が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補足給付費を交付することを決定した場合は補足給付費交付決定通知書(様式第2)により、交付しないことを決定した場合は補足給付費不交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(補足給付費の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定をしたときは、速やかに補足給付費を申請者に交付するものとする。

(補足給付費の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補足給付費の交付を受けたときは、補足給付費の交付決定の全部又は一部を取り消すこと

ができる。

(補足給付費の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補足給付費の交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し既に補助金が交付されているときは、補足給付費の返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。